

特別障害者手当のご案内

重い障がいのため、日常生活において常時特別の介助を必要とする方が対象となる国の制度です。

	特別障害者手当 支給金額：30,450円／月
対象者	身体または精神(知的を含む)に著しく重度の障がいの状態にあるため、日常生活において、常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方
障がい状態の目安	「著しく重度の障がい状態」の目安 ● 身体障がい者手帳1・2級相当の肢体不自由で、握る・衣服着脱・座る・歩行などの日常生活動作がほとんどできない ● 身体障がい者手帳1・2級相当の内部障がい、絶対安静 ● 療育手帳A相当の知的障がい、会話・排泄処理・危険認知などの日常生活能力がほとんどない ● 常時介護が必要な精神障がいがあり、会話・排泄支援・危険認知などの日常生活能力がほとんどない 身体障がい者手帳1・2級相当の視覚・聴覚等の障がい + 身体障がい者手帳1・2級相当の障がい 又は 療育手帳A相当の知的障がい 又は 常時介護が必要な精神障がい 身体障がい者手帳3級相当の平衡・音声言語・そしゃく機能等の障がい + 身体障がい者手帳3級相当の障がい + 身体障がい者手帳1・2級相当の障がい 又は 療育手帳A相当の知的障がい 又は 常時介護が必要な精神障がい ※視覚・聴覚・そしゃく・音声言語機能障がいでの単一申請は手当の受給対象になりません。
	医師が記入した特別障害者手当認定診断書によって、審査が行われ、該当しない場合は支給されません。 ※障がい程度認定基準については、厚生労働省社会局長通知「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」を参照ください。亀山市HPにリンクを掲載
資格喪失	・障がいの程度が基準に該当しなくなった場合 ・死亡した場合 ・施設入所した場合 ・継続して3か月を超えて入院した場合



問合せ先：障がい者支援グループ Tel 0595-84-3313

請求手続きは裏面をご確認ください



① 手当の制度について相談します。(あいあい5番窓口)



② 必要書類を提出します。

あいあい5番窓口にて認定請求を行います。

・認定請求書 ・診断書 ・所得状況届 ・承諾書 ・同意書 ・公的年金調書
・振込口座指定書・障害者手帳、療育手帳・年金証書 ※他の書類が必要な場合もあります。



④ 審査後、結果が通知されます。



③ 受給が開始されます。



支払いは3か月ずつ2月、5月、8月、11月の各月5日(土日・祝日は前開庁日)に受給者の口座へ支給されます。(新規認定後、初回は随時)

※支給期間は、認定請求を行った日の属する月の翌月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで

有期再認定……障がい認定期間が「有期」と判定された場合、再認定手续をする必要があります。

現況届……対象者は毎年8月12日～9月11日の間(休日により変更あり)に現況届の手続が必要です。

その他の届け出…受給資格の喪失や氏名・住所・口座の変更等があった場合は届け出が必要です。

所得制限について(厚生労働省 HP より)※令和8年8月～

受給資格者の前年の所得が一定の額を超えると、もしくはその配偶者又は受給資格者の生計を維持するもの(同居する父母親族等で民法に定めるもの)の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

扶養親族等の数	受給資格者本人		受給資格者の配偶者及び扶養義務者	
	所得額※1	参考 収入額の目安※2	所得額※1	参考 収入額の目安※2
0	3,758,000	5,372,000	6,287,000	8,319,000
1	4,138,000	5,848,000	6,536,000	8,586,000
2	4,518,000	6,324,000	6,749,000	8,799,000
3	4,898,000	6,776,000	6,962,000	9,012,000
4	5,278,000	7,198,000	7,175,000	9,225,000
5	5,658,000	7,620,000	7,388,000	9,438,000

※1所得額は、地方税法の都道府県民税についての非課税所得以外の所得等から、医療費控除、障害者控除及び寡婦控除等の額を差し引いた額です。

※2ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除等を加えて算出した目安のため、実際の所得は個々の状況で変わってきます。